

獨協医科大学関記念学生館利用に関する細則

平成11年2月10日
制定

改正 平成12年11月1日
平成27年4月1日

平成18年4月1日

(目的)

第1条 この細則は、獨協医科大学関記念学生館規程第14条に基づき、学生館の利用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(指導)

第2条 館長及び副館長は、入館者の館内生活全般について指導を行うものとする。

(生活一般)

第3条 館内の生活においては、この細則を遵守してお互いの生活を尊重し、気持ちよい館内生活を送ることに心掛け、他の入館者の迷惑にならないようにしなければならない。

- 2 共同施設の利用に当たっては、使用時間を守り、整理整頓・静粛を心掛け、備品類を他の場所に持ち出してはならない。
- 3 集会を行うときは、館長の許可を得なければならない。
- 4 掲示を行うときは、館長の許可を得なければならない。
- 5 長期に外泊する場合は、管理人に届けなければならない。

(禁止事項)

第4条 入館者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 許可なく空室を利用すること。
- (2) 同居人を置くこと。
- (3) 許可なく居室の附属備品を変更し、又はその他工事を行うこと。
- (4) 他人に転貸すること。
- (5) 風紀秩序を乱す等他の入館者及び付近の住人に不安又は迷惑を与える行為をすること。
- (6) 居室内において営業をし、あるいは住居以外の目的に利用すること。
- (7) 犬・猫・鳥類・ハチュウ類等動物を持ち込みまた飼育すること。
- (8) 館内に危険物を持ち込むこと。
- (9) 大学の許可のない商人等を立ち入らせること。
- (10) 男性を館内2階以上に立入らせること。
- (11) 男性を1階共同施設に22時以降滞在させること。
- (12) その他入館者として不相当と認められる行為。

(防火防災)

第5条 入館者は、常に火気等の使用に注意し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気の使用に当たっては、万全の注意を払い、使用後は後始末の確認をすること。
 - (2) 電気器具の使用に当たっては、取扱に十分注意し、就寝及び外出時には必ずコンセントから外しておくこと。
 - (3) 防火設備（消火栓・消火器・非常口等）の所在及びその使用方法・避難方法等は熟知しておくこと。
 - (4) 常夜灯は消灯しないこと。
 - (5) 火災その他災害の発生、又は発生の恐れがあるときは、直ちに消防署へ通報するとともに管理人に報告すること。
- 2 大学の防火管理者は、日時を定め、又は必要と認めるときは、館内及び居室の防火防災について点検をするものとする。

(盗難防止)

第6条 入館者は、常に居室の施錠を励行し、防犯に努めなければならない。

- 2 各人の私物、特に貴重品の保管については、各人の責任において十分注意しなければならない。
- 3 防犯上必要と思われることについては、速やかに管理人に連絡しなければならない。

(衛生の保持)

第7条 館内及び居室は、清潔にし常に衛生を保たなければならない。

2 入館者は、居室の清掃に心掛け、ゴミ出しは、指定された曜日・場所に責任をもって処理する。

3 退館時には、必ず部屋のクリーニングを実施し、入館時と同じ状態にし、以後の入館者に迷惑をかけない。

4 罹病したとき及び館内に伝染病が発生し、又は発生する恐れがあると認められるときは、速やかに学生課に届け出ることとし、必要な場合は、入院その他医師の指示に従わなければならない。

(駐車場・駐輪場利用)

第8条 駐車場及び駐輪場利用を希望する者は、所定の手続きを経て、許可を得なければならない。

2 自動車及び自転車(許可シールを定められた箇所に貼付する)は、定められた位置に駐車(駐輪)する。なお、駐車(駐輪)中は本人の責任において管理するものとする。

(施設の保全)

第9条 入館者は、館内施設、設備及び備品の保全に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設、設備及び備品を汚損又は損傷しないこと。

(2) 施設、設備及び備品を所定の目的以外に使用しないこと。

(3) 共同の施設、設備及び備品を常に良好な状態に保つこと。

2 入館者の故意又は過失により施設、設備及び備品を損傷、滅失した場合は、調査の上、相当額を自弁させることがある。

(違反の措置)

第10条 入館者がこの細則に違反したときは、退館させることがある。

(居室への立入り)

第11条 管理人は、火災・盗難・事故等により、居室に立入る必要が生じたときは、原則として事前に当該入館者の了解を得るものとする。ただし、緊急やむを得ず立入ったときは、事後速やかに本人にその旨報告をしなければならない。

2 外来者が修理、その他業務上の理由で立入りを必要とするときは、管理人が立会うものとする。

(細則の改廃)

第12条 この細則の改廃は、学生生活委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年 細則第1号)

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年 細則第8号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年 細則第14号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。